

2026年JAF国内競技車両規則 第3編 スピード車両規定

(※下線部：変更箇所)

2026年規定	2025年規定
第1章 一般規定 第1条～第3条(略) 第4条 車体の定義 4.1)(略) 4.2) オープンカー 完全なオープン車体構造の車両およびコンバーチブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）をオープンカーという。 同一の系列に属する車体はすべて同種でなければならないが、〈サンルーフ〉はこの限りではない。 コンバーチブル車両はオープンカーに適用される規則にすべて合致しなければならない。 なお、コンバーチブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）のうち、電動開閉式ハードトップルーフをメーカーラインオフ時に装備している車両は、当該部位が全閉状態の場合、オープンカーとは見なさない。 ※コンバーチブル車両：Tバールーフ、タルガトップ、キャンバストップ <u>（いずれも屋根を全閉状態でジムカーナ競技に参加する場合は、オープンカーとは見なさない）</u> 等。 第5条～第8条 (略) 第9条 共通安全規定 改造および付加物の取付けなどにより競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。安全確保の見地から、JAFが監修するインターネットサイト (https://motorsports.jaf.or.jp) に掲載される場合がある。 9.1)(略)	第1章 一般規定 第1条～第3条(略) 第4条 車体の定義 4.1)(略) 4.2) オープンカー 完全なオープン車体構造の車両およびコンバーチブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）をオープンカーという。 同一の系列に属する車体はすべて同種でなければならないが、〈サンルーフ〉はこの限りではない。 コンバーチブル車両はオープンカーに適用される規則にすべて合致しなければならない。 なお、コンバーチブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）のうち、電動開閉式ハードトップルーフをメーカーラインオフ時に装備している車両は、当該部位が全閉状態の場合、オープンカーとは見なさない。 ※コンバーチブル車両：Tバールーフ（Tバーとせずにジムカーナ競技に参加する場合は、オープンカーとは見なさない）タルガトップ、キャンバストップ等。 第5条～第8条 (略) 第9条 共通安全規定 改造および付加物の取付けなどにより競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。安全確保の見地から、JAFが監修するインターネットサイト (https://motorsports.jaf.or.jp) に掲載される場合がある。 9.1)(略)

9. 2) けん引用穴あきブラケット

すべての車両は、進行方向に対して牽引できる位置にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。（前後にけん引用穴あきブラケットを備えることを推奨する。）ただし、ダートトライアル競技およびサーキットトライアル競技に出場する場合は前後とも備えなければならない。

（以下略）

第2章 スピードP車両規定 （略）

第3章 スピードPN車両規定

第1条～第5条
（略）

第6条 制動装置

6. 1) パッドおよびブレーキシューは材質変更を含み交換、変更は許される。
ただし、カーボン材（カーボン 100%）は使用できない。

6. 2) ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。ただし、メーカーオプションに設定されている部品への交換ができる。

6. 3) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）に限り、16インチ以上のタイヤ装着車両（メーカー設定）で15インチタイヤが装着できない車両に対し15インチタイヤ装着を目的とした以下の改造が認められる。ブレーキキャリパー、ブレーキディスクの変更は許され、サイズの変更も認められるが以下に従うこと。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。キャリパーハウジング／ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。取り付けブラケットは自由に作成されてもよい。ブラケットを除き、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログ

9. 2) けん引用穴あきブラケット

すべての車両は、前または後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。、ダートトライアル競技に出場する場合は前後とも備えなければならない。

（以下略）

第2章 スピードP車両規定 （略）

第3章 スピードPN車両規定

第1条～第5条
（略）

第6条 制動装置

6. 1) パッドおよびブレーキシューは材質変更を含み交換、変更は許される。
ただし、カーボン材（カーボン 100%）は使用できない。

6. 2) ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。

から入手することができなければならない。チタンおよびセラミック材料は禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、通常入手可能な一般に販売されている部品（市販品）であること。ディスクの最大直径300mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

6. 4) (略)

第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

8. 1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8. 1. 1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①タイヤは、JATMA YEAR BOOK（日本自動車タイヤ協会規格）に記載されているもの、またはこれと同等なものとする。なお、海外規格（TRA、ETRTO等）タイヤに変更する場合、下記②、③および④に留意し、且つそれらを証明する資料を携行すること。

②タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最大負荷能力と同等以上であること。

③タイヤの静的負荷半径の基準寸法が、同一車両型式に定められているタイヤサイズの静的負荷半径の許容差の範囲であること。

④タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

⑤タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。

6. 3) (略)

第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

8. 1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8. 1. 1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①タイヤは、JATMA YEAR BOOK（日本自動車タイヤ協会規格）に記載されているもの、またはこれと同等なものとする。なお、海外規格（TRA、ETRTO等）タイヤに変更する場合、下記②、③および④に留意し、且つそれらを証明する資料を携行すること。

②タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最大負荷能力と同等以上であること。

③タイヤの静的負荷半径の基準寸法が、同一車両型式に定められているタイヤサイズの静的負荷半径の許容差の範囲であること。

④タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

⑤タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)

⑥～⑩（略）

8. 1. 2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大 10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

- ①タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最大負荷能力と同等以上であること。
- ②タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。
- ③タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。

④～⑧（略）

8. 2.)（略）

第9条(略)

第4章 スピードN車両規定

第1条～第5条(略)

第6条 制動装置

6. 1) ～ 6. 2)（略）

6. 3) ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。ただし、メーカーオプションに設定されている部品への交換ができる。

6. 4) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）に限り、16インチ以上のタイヤ装着車両（メーカー設定）で15インチタイヤが装着できない車両に対し15インチタイヤ装着を目的とした以下の改造が認められる。ブレーキキャリ

⑥～⑩（略）

8. 1. 2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

- ①タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最大負荷能力と同等以上であること。
- ②タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。
- ③タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)

④～⑧（略）

8. 2.)（略）

第9条(略)

第4章 スピードN車両規定

第1条～第5条(略)

第6条 制動装置

6. 1) ～ 6. 2)（略）

6. 3) ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。

パー、ブレーキディスクの変更は許され、サイズの変更も認められるが以下に従うこと。ただし、カーボン製ブレーキディスクの使用は禁止される。

①キャリパーは、ブレーキコンポーネントメーカーから市販されている生産部品であること。ホイール毎に1つのキャリパーユニットのみであること。キャリパーハウジング／ボディにはスチールまたはアルミニウム製のみが認められる。キャリパーあたり最大4つのピストンまでとする。取り付けブラケットは自由に作成されてもよい。ブラケットを除き、すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。チタンおよびセラミック材料は禁止される。

②ディスク（ローター）と取り付けベルは、通常入手可能な一般に販売されている部品（市販品）であること。ディスクの最大直径300mmとする。すべての部品は製品カタログまたは部品カタログから入手することができなければならない。

6. 5) (略)

第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

8. 1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8. 1. 1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

⑤ ～④ (略)

⑤タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。

⑥～⑩ (略)

6. 4) (略)

第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

8. 1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8. 1. 1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～④ (略)

⑤タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
（ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと）

⑥～⑩ (略)

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

①～②（略）

③タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。

④～⑧（略）

8.2)（略）

第9条（略）

第5章 スピードS A車両規定

第1条～第5条(略)

第6条 制動装置

6.1)～6.3)（略）

6.4) ドラムブレーキをディスクブレーキに、またはディスクブレーキをドラムブレーキに変更およびペダルの変更は行わないこと。

6.5)（略）

6.6) ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。ただし、メーカーオプションに設定されている部品への交換ができる。

6.7)（略）

第7条（略）

第8条 タイヤおよびホイール

8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

①～②（略）

③タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
（ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、
タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと）

④～⑧（略）

8.2)（略）

第9条（略）

第5章 スピードS A車両規定

第1条～第5条(略)

第6条 制動装置

6.1)～6.3)（略）

6.4) 駐車ブレーキを含み、ドラムブレーキをディスクブレーキに、またはディスクブレーキをドラムブレーキに変更および作動機構、操作装置（ペダル、レバー等）の変更は行わないこと。

6.5)（略）

6.6) ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。

6.7)（略）

第7条（略）

第8条 タイヤおよびホイール

8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目

を含む) 当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件第5章 スピードS A車両規定に、サイズアップは幅を最大 10mm、ホイール径を最大1 インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。 ① ～④ (略) ⑤タイヤおよびホイールは、<u>静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。</u> ⑥～⑩ (略) 8. 1. 2) ダートトライアル競技に参加する車両 (非舗装路面で行うその他の種目を含む) ①② (略) ③タイヤおよびホイールは、<u>静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。</u> ④～⑧ (略) 8. 2) (略) 第9条 (略) 第6章～第7章 (略) 第8章 スピードS C車両規定 第1条～第2条(略) 第3条 エンジン 3. 1) エンジン 3. 1. 1) ～3. 1. 1 0)(略) 3. 1. 1 1) 吸気装置 3. 1. 1 1. 1) 吸気系統は自由。過給装置については新たに設置するこ	を含む) 当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件第5章 スピードS A車両規定に、サイズアップは幅を最大 10mm、ホイール径を最大1 インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。 ①～④ (略) ⑤タイヤおよびホイールは、<u>いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)</u> ⑥～⑩ (略) 8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両 (非舗装路面で行うその他の種目を含む) ①② (略) ③タイヤおよびホイールは、<u>いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)</u> ④～⑧ (略) 8. 2) (略) 第9条 (略) 第6章～第7章 (略) 第8章 スピードS C車両規定 第1条～第2条(略) 第3条 エンジン 3. 1) エンジン 3. 1. 1) ～3. 1. 1 0)(略) 3. 1. 1 1) 吸気装置 3. 1. 1 1. 1) 吸気系統は自由。過給装置については新たに設置するこ
--	--

とを含み自由。

3. 1. 1 1. 2) 冷却装置を含め、インタークーラーの装置は自由。

3. 1. 1 1. 3) エアフィルターはエアクリナー、エアファンネル、ハウジングも含めて自由。

3. 1. 1 1. 4) 吸気系統に噴射装置は取り付けてはならない。

3. 1. 1 2) ～ 3. 1. 1 9) (略)

3. 2) ～ 3. 3) (略)

第 4 条 シャシー

4. 1) 最低重量：

競技種目別に以下の最低重量を必要とする。

4. 1. 1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の同一車両型式に設定されている車両重量の内、最小値から 1 0 0 kg 減量された値とする。ただし、同一車両型式に過給器付（ターボチャージャー、スーパーチャージャー等）と過給器無の両仕様が存在する場合は、各々に設定されている車両重量の最小値とする。

とを含み自由。

3. 1. 1 1. 2) 冷却装置を含め、インタークーラーの装置は自由。

3. 1. 1 1. 3) エアフィルターはエアクリナー、エアファンネル、ハウジングも含めて自由。

3. 1. 1 2) ～ 3. 1. 1 9) (略)

3. 2) ～ 3. 3) (略)

第 4 条 シャシー

4. 1) 最低重量：

競技種目別に以下の最低重量を必要とする。

これらの重量は、出走可能な状態で一切の潤滑油、冷却水を満たし、燃料とドライバーを除く車両の真の最低重量である。競技中、いかなるときでも下表に記載されている最低重量より車両が軽くなっていることはない。

疑義がある場合、技術委員は、重量を検証するため、燃料タンク（複数）を空にすることができる。

4. 1. 1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

4. 1. 1. 1) 2 輪駆動車

当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の車両重量から 200kg 減量された値とする。

なお、本章第 3 条 3. 1. 1) に基づくエンジンの変更を行った車両は、下記の内、何れか重量が重い方の値から、200kg 減じた値とする。

・変更したエンジンが当初搭載されていた車両（同一車両型式）の自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の車両重量。

・変更したエンジンに載せかえる前の車両（同一車両型式）の自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の車両の重量。

4. 1. 1. 2) 4 輪駆動車

当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の車両重量から 100kg 減量された値とする。ただし、いかなるときでも 1, 200kg を最下限重量とし、1, 200kg より下回ってはならない。

なお、本章第 3 条 3. 1. 1) に基づくエンジンの変更を行った車両は、下記

4.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）搭載しているエンジンの気筒容積に対し次表の最低重量を必要とする。<u>これらの重量は、出走可能な状態で一切の潤滑油、冷却水を満たし、燃料とドライバーを除く車両の真の最低重量である。競技中、いかなるときでも下表に記載されている最低重量より車両が軽くなっているとはならない。疑義がある場合、技術委員は、重量を検証するため、燃料タンク（複数）を空にすることができる。</u> 表（略） 4.2)(略) 第5条～第7条(略) 第8条 タイヤおよびホイール ホイールスペーサーを含み自由。ただし、タイヤは<u>静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。</u> なお、タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等を行わないこと。 第9条 車 体 9.1) ～9.4) （略） 9.5) ライト類 <u>ヘッドライトハウジングが当初の純正形状であればヘッドライトユニット（灯火類）を変更することができる。また霧灯の追加、取外しも許される。</u>	<u>の内、何れか重量が重い方の値から、100kg 減じた値とする。</u> <u>・変更したエンジンが当初搭載されていた車両（同一車両型式）の自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の車両重量。</u> <u>・変更したエンジンに載せかえる前の車両（同一車両型式）の自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧表の車両の重量。</u> 4.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）搭載しているエンジンの気筒容積に対し次表の最低重量を必要とする。 表（略） 4.2)(略) 第5条～第7条(略) 第8条 タイヤおよびホイール ホイールスペーサーを含み自由。ただし、タイヤは<u>地表以外の他の部分と接触してはならない。</u> なお、タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等を行わないこと。 第9条 車 体 9.1) ～9.4)(略) 9.5) ライト類 ライト類の付加による最小限の変更および前部霧灯の取外しは許される。ただし、ヘッドライトの取外しは許されない。
---	---

9.6)～9.10) (略)

第9章 スピードD車両規定

前文 (略)

第1条 1.1)～1.11) (略)

1.12) タイヤ

自由。タイヤは静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。

なお、タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等を行わないこと。

1.13)～1.22) (略)

第10章 スピードAE車両規定

第1条～第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大 10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①タイヤは、JATMA YEAR BOOK（日本自動車タイヤ協会規格）に記載されているもの、またはこれと同等なものとする。なお、海外規格（TRA、ETRTO等）タイヤに変更する場合、下記②、③および④に留意し、且つそれらを証明する資料を携行すること。

②タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイ

9.6)～9.10) (略)

第9章 スピードD車両規定

前文 (略)

第1条 1.1)～1.11) (略)

1.12) タイヤ

自由。タイヤは地表以外の他の部分と接触してはならない。

なお、タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等を行わないこと。

1.13)～1.22) (略)

第10章 スピードAE車両規定

第1条～第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大 10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①タイヤは、JATMA YEAR BOOK（日本自動車タイヤ協会規格）に記載されているもの、またはこれと同等なものとする。なお、海外規格（TRA、ETRTO等）タイヤに変更する場合、下記②、③および④に留意し、且つそれらを証明する資料を携行すること。

②タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサ

ズの最大負荷能力と同等以上であること。 ③タイヤの静的負荷半径の基準寸法が、同一車両型式に定められているタイヤサイズの静的負荷半径の許容差の範囲であること。 ④タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。 ⑤タイヤおよびホイールは、<u>静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。</u> ⑥～⑩ （略） 8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む） 当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大 10mm、ホイール径を最大 1 インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。 ①タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最大負荷能力と同等以上であること。 ②タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。 ③タイヤおよびホイールは、<u>静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。</u> ④～⑤ （略） 8.2) （略） 第9条(略) 以上	イズの最大負荷能力と同等以上であること。 ③タイヤの静的負荷半径の基準寸法が、同一車両型式に定められているタイヤサイズの静的負荷半径の許容差の範囲であること。 ④タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。 ⑤タイヤおよびホイールは、<u>いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)</u> ⑥～⑩ （略） 8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む） 当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大 1 インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。 ①タイヤの最大負荷能力は、同一車両型式に定められているタイヤサイズの最大負荷能力と同等以上であること。 ②タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。 ③タイヤおよびホイールは、<u>いかなる場合も他の部分と接触しないこと。(ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと)</u> ④～⑤ （略） 8.2) （略） 第9条(略) 以上
--	--